

令和2年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年12月25日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール1階 1-1会議室
3. 出席委員 8名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
4. 欠席委員 9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
5. 議事参与が制限された委員数 2名
6. 議事日程
(1) 出席確認
(2) 会長挨拶
(3) 議 事
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
④ 非農地証明の発行について
⑤ 空き家に付随した農地の指定について
⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
⑦ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
⑧ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
⑨ 空き家に付随した農地の指定の審議
⑩ その他

(4) その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第12回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号1番 坂本 成一委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案第1～2号 2件)

議長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号及び2号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第3～11号 9件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、9

件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案3号からですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員より説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

議案3号について説明をします。

渡人が高齢により管理できないと。子供さんもいるんですけど後継で農業をできるような状況ではないということでもあります。そういうことで審議よろしくをお願いします。

議長

議案3号につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案4号についてです。

渡人は大分市の方に居住してしまして農業をやっていないんですが、受人は五ヶ瀬の方で畜産をやっております、いろんなところで畜産の資料を作る田を借りています。

今回は規模拡大という理由で出てきていますが、十分可能であると思っておりますので問題はないと考えております。よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案4号について、ご質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案5号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

これも4号と渡人が同じ方で大分市に住んでいます。
ここは受人が以前から借りていた土地で、それを今回所有権移転するということで申請が出てきました。特段問題はないと思います。
よろしく申し上げます。

議 長
それでは、この議案5号につきまして、質問があればお願い致します。
ご質問ないでしょうか。
(ありません。)
この議案5号案件、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号と7号ですが、この案件は私が(7番 縣 次男委員) 農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席しますので、副会長の坂本委員に議事進行をお願い致します。

(2番 縣 次男委員 退室)

副 会 長
議案6号と7号については、縣会長が農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議案番号6号ですが、議席番号2番 竹内 正敏委員より説明の方お願い致します。

2番 竹内 正敏 委員
議案の6号と7号は受人が同じで一緒の場所なので、一括で説明してもよいでしょうか。

副 会 長
はい、いいです。

2番 竹内 正敏 委員
今月の7日に縣次男氏より農地を購入したい旨のお話がありました。
場所は受人の自宅のすぐ裏の農地です。渡人は同じ集落の人です。6号の渡人と7号の渡人は姉妹です。6号の渡人が病気になりもう管理できないということで受人に管理をお願いしていた中で、ぜひ購入してくれないかということになったそうで売買に至ったということでございます。
ご審議よろしく申し上げます。

副 議 長
議案6号と7号について、あわせて質疑がありましたらお願いします。
(ありません。)
それでは、この6号と7号の案件 承認されます委員さんの挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、縣会長入ってください。

(2番 縣 次男委員 入室)

副 議 長

議案6号と7号につきましては承認されましたので、報告致します。

2番 縣 次男 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案8号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、議案8号ですが、ここは申請理由が離農のためとなっているのですが話を聞くと以前から近所に住んでいる受人に使用貸借で作ってもらっていたところということで、それを貸借から所有権移転にするということでございます。

以前から耕作されていて、下限面積もクリアしているので問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、この議案8号につきまして、質問があればお願い致します。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案8号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案9号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

申請地は竹の中という集落で天津留地区のかなり山の上の方にあるんですが、渡人は福岡に出てしまって全然農業してません。それで渡人のお母さんが昨年ごろに亡くなって空き家になっていたんですが、受人が家ごと農地もすべて買い取って息子さんと一緒にここに住んで農業をしたいということらしいです。

受人は今のところ機械を持っていないので竹の中の生産組合の機械を貸してもらって農業をしようということらしいです。農業経験はお母さんの方が少し野菜か何かを作ってたみたいですが、草刈りとか出来ますかと聞いたら、いま一所懸命練習してますということなので、竹の中集落も過疎が進んでいるので二人で頑張ってもらいたいなと思います。以上です。

議 長

それでは、この議案9号につきまして、質問があればお願い致します。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案9号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案10号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんが欠席でありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案10号ですが、先月に空き家バンク付随農地として承認した農地となっております。

受人が空き家バンクを経由して家を買ったのですが、住民票は既に移転済みなので現住所は阿蘇野になっています。

移住して田舎暮らしという形でやっていきたいということでございますので、下限面積は空き家バンク付随農地の特例で問題ありませんので大丈夫と考えております。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案10号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案10号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案11号ですが、議席番号6番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは議案11号を説明いたします。

渡人はお父さんが亡くなりまして相続したのですが、本人は農業をしたことないそうです。受人は、渡人と親戚になるそうでもう親戚が買った方がいいのではないかとということで、売買で作るようになりますので審議よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案11号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案11号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第12号～13号 2件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案12号について、議席番号9番 佐藤 一富委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

資料冊子の1ページから4ページまでが議案12号の分です。

申請地はJRの鬼瀬駅から庄内方面へ行った方の池ノ上集落の国道横の田んぼです。

現状は耕作をされておらず放棄地のような形になっており、そこを近くに事務所がある工事業者が資材置場用地として転用を行いたいとのこと。

田んぼとしての形はある程度しっかりしているんですが、道路からの乗り入れがしやすく現在使われていないので話がまとまったということです。

農地区分は2種農地になりますので特別問題はないと思います。審議よろしく願います。

議 長

それでは、この議案12号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案13号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

13号を説明します。

ここは先日太陽光で申請が出てきた場所なのですが、この筆だけ農振の関係で申請を出せなかったということで今回申請となりました。

受人の法人へ貸し付けで太陽光発電をするということです。まあ別に問題はないんじゃないかなと思います。よろしく願います。

議 長

それでは、この議案13号につきまして、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

市の再生可能エネルギーの条例があると思うんですが、確か5000㎡以上が対象だったかと思いますが今回のような場合はどうなるんですか？

農振の関係で申請が後になったけどトータルでは5000㎡以上だという感じもしないではないんですけど。

事 務 局

たしか5000㎡は超えなかったような気がするんですけど……。

3番 高田 英 委員

ならいいです。後で一応確認しておいてください。

事 務 局

確認しておきます。

議 長

ほかにご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案13号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第14号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案14号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(3番 高田 英 委員 退席)

議案14号については私(議席番号7番 縣 次男委員)より説明をします。

申請地は面積が1.59㎡で、ほんのちょっとした土地でわざわざ申請するのも大変だなと思いました。登記漏れか何かでこうなったんだろうということで問題はないかと思えます。

よろしくをお願いします。

それでは、この議案14号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

高田委員さん、お入りください。

(3番 高田 英 委員 入室)

高田委員さんに報告します。全員一致で承認となりました。

3番 高田 英 委員

ありがとうございました。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案15号～16号 2件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

では議案15号からですが、ご質問のある方よろしくお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案16号について、ご質問のある方よろしくお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」

(議案第17～34号 18件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）18件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

では議案17号から22号までは継続の案件ですので一括して審議します。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案17号から22号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案23号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案23号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案24号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案24号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案25号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案25号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案26号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案26号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案27号については新規の案件です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案27号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案28号については新規の案件です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案28号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案29号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子委員

借り賃の60万円というのはあっているんですか？

議 長

確認したけど間違いなさそうです。私もびっくりしました。

5番 江藤 国子委員

そうですね。

相場とかを何も知らないんですかね？

3番 高田 英 委員

これ、適正価格を指導するというのはできないだろうか、現実的には。

事 務 局

聞かれば相場というか、一般的にはこれぐらいの額が多いですよっていうのは言えますけど、指導というのは無理かと。

4番 大野 重利 委員

ゼロが一つ多いわな。

議 長

字小坪ってどこらへんですか？

3番 高田 英 委員

駅裏じゃない？

事務局

そうですね、駅裏の宮川より駅よりのところぐらいかと。まあ、圃場整備田でしょうね。

議長

ほかにご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案29号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案30号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案30号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案31号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案31号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案32号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案32号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案33号については新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案33号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第7「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

(議案第35～36号 2件)

議長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議長

それでは議案35号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案35号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

（ありません。）

それでは、議案36号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第8「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更について」

（議案第37号 1件）

議長

日程 第8 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更について1件あります。農政課より説明をお願いします。

農政課

日程 第8 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更について、議案朗読説明。

議長

それでは質疑を受けたいのですが、質問があればお願いいたします。

（3番 高田 英委員より挙手有り。）

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

年間所得目標の400万円というのは前の時から全然変わっていないのですが、物価や貨幣価値の変動により変化がなかったのか、この額にした理由を教えてください。もうちょっと高くしてもよかったのではという気がするのですが。

農政課

県の基本方針というものもあり、そちらは420万円に上がっているんですけども、由布市でというふうに考えたときに中山間地域であるということや現在の認定農業者

の方々がこの所得目標を達成できている方がまだ少ないという状況がありまして、この所得目標を上げることでさらに達成できなくなる可能性があるということで、まずは現状の400万円の所得目標を達成していただきたいということです。

3番 高田 英 委員

この目標を達成しなかったらどうなるんですか？ペナルティとかある？

農 政 課

そういうものはないです。

3番 高田 英 委員

それならあくまでも目標なので上げてもいいんじゃないかなと。魅力あるところで上げた方が、頑張ろうという気持ちになるのではと思うのですが。

どうでしょう、江藤委員さんとかから見て。

5番 江藤 国子委員

結構高い気がします。新規の人がと考えると大変かも。

議 長

利益だからね。総収入ならこれぐらいすぐいくけど、利益を400万円っていうのは大変。

3番 高田 英 委員

時間数で2000時間ということは、8時間働いたとして250日か…。

農 政 課

そうですね、8時間で計算してます。

2番 竹内 正敏 委員

大体普通月に150時間って言いますけどね。だからそれが年間だと1800時間か。

3番 高田 英 委員

一週間ぐらい前にテレビで見たんですけど、他の県は若者が新規参入する人が多くて1000万円を目標にしてやっているという話がありました。まあ、それはもうごく一部の話だろうけど。

他のところはそういうふうに野菜とかを中心にやっているところもあるみたいですね。由布市はなかなか厳しいということですね。

農 政 課

由布市は品目とかをなかなか絞れない状況で…。まあ、県の人とは逆にそれが強みではないですかという話もしているんですけど。

今回新たに品目をいろいろ追加したのは、新たな可能性を探ってみようということで追加させていただいております。

議 長

私からも質問なんですけど、今目標の400万円を達成している認定農業者さんはどれくらいいるんですか？

農 政 課

えー、今手元に資料がないんで何人ぐらいと答えるのは難しいんですが、皆さんに更新のタイミングで今所得どれぐらいってますかというのを聞くんですけど、私の感覚では半分もいってないんじゃないかと。

ただ、それで認定しないと地域の手がなくなっていくということになりますので、そこらへんは柔軟にやっていきたいと思います。

5番 江藤 国子委員

あの一、所得が高い地域に比べて由布市は条件がすごく悪い気がするんですね。

日田みたいな台地もないし、条件が悪すぎて生産能力が低い気がするんですよ、やっぱり。そんなところでうまくできるように指導する方も力を入れていかないと、皆さん生活ができないんじゃないかなと。

3番 高田 英 委員

これ意見を付すって言ってもどう書くか難しいのでは？

事務局

県の進達になるので、そういう意見を参考にしながらということなので。

今江藤さんが言われたとおり、由布市が県の人から言われるのは、水稻にちょっと依存しすぎていて高収益作物に転換できていない、例えばベリーーツとか、あれだと反当たり300万~400万ぐらいいくけど。

由布市は中山間地で、特に庄内なんかは傾斜地ばかりだから同じ作付面積作るにも法面の草刈りの手間とか考えてたら生産効率が下がるものなので、目標額はそれぐらいでやるしかない。それを上げてしまうと達成できないからあきらめるといふか、農業者の確保とか難しいから、あくまでも目標値として400万円としているのでそこはわかってもらいたい。

それと、さっき言ったみたいに由布市は米に依存しすぎていると言われるので、それを変えていく指導はしないといけないのかなというのは多分農政課の方もわかってはいると思いますが、今の状態では水稻が一番という考えが抜けきらないから、なかなか高収益作物に転換はできないのかなと。

8番 佐藤 孝雄 委員

今言ったように、水稻は親の代からずっとやってきているから大体わかるけど、新規の作物に転換する時には市の指導体制が本当に充実しているのかという所だと思う。

新規にするという人は全く経験がない人が来るんでしょ？計画にはこの作物だと1反当たりこれぐらいの収益が見込まれますという話をして、新規の人だと大抵そうはいかない。いきなりそんなにいいものは作れないから。

だから指導体制がかなり重要になってくるんじゃないかなと思う。

農政課

おっしゃられるように、全く農業したことないような人とかも実際に農業したいということで相談に来られるケースもあります。

8番 佐藤 孝雄 委員

県とかはすぐにそういう言い方をする。

1反当たりでこれぐらい収益が出ますよって。現に私が知っている若者も取り組んでいる。でも今になったら泣いているわ。実際努力はして頑張っても理屈がわかってないといいものはできない。いいものができないと当たり前の値段にはならない。

そこら辺をもっと充実した指導をしていくことが重要じゃないかなと思う。

農 政 課

新規就農者に限って言えば、今ここで上げた品目についてはほとんどがファーマーズスクールと言って、実際に農家の方がコーチになって1年以上2年未満で農業経験がない人に研修を行ってから就農してもらおうという取り組みを行っております。

なので、今ですと梨の方には研修生が農家さんに入っていたりします。

8番 佐藤 孝雄 委員

というのも、新規就農でやる気持ってる人にこんな収益計画になりますという絵を描いて見せたら当然話に乗るわ。現に、うちの若いもんがやりかけている。県に聞いたら何年でこれだけ収益が上がりますと言うから、どういう計画でやるようになっているのかと思って確認したら、こんな計画その通りに行きますかというような絵を書いている。そんな計画の通りはいかんわ。

そここのところを、もうちょっと県の方も指導体制をしっかりとの方がいいのでは。新規就農はやり始めたら簡単にはやめられないのだから。もうちょっとバックアップのための体制を充実させていかないといけないんじゃないかと思う。

初期投資は補助金が出ますって県は簡単に言う。こんな補助金がありますって。金を出しますよって。全部出してくれるならいいけど、何年かしたらしっぺ返しがある。そうなったときにどうなるかっていうこと。

だから指導体制をもっとちゃんとしてかかったほうがいいんじゃないかって。

農 政 課

今、先ほど話が合ったように水田畑地化とか高収益作物とかの話を県とも指導していますんで、いざ普及するようになった場合には指導とか、いいところばかり見せるんじゃないくて実際どれくらいになるのかというような細かいところまで説明したうえで皆さんに取り組んでいただけたらいいのかなと思いますので。

そのあたりはこれからも県とよく協議を行っていきたいと思います。

ほかにご質問はないでしょうか？

それでは、この構想について先ほど佐藤委員さんが言われたような指導体制を確立するよという意見を付けまして回答することに、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見を付して回答致します。

■日程 第9 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案38号 1件)

議 長

日程第9 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議 長

議案38号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、この案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。